

(資料1)保育所の状況(平成19年4月1日)等について

2007/9/7 厚生労働省発表資料

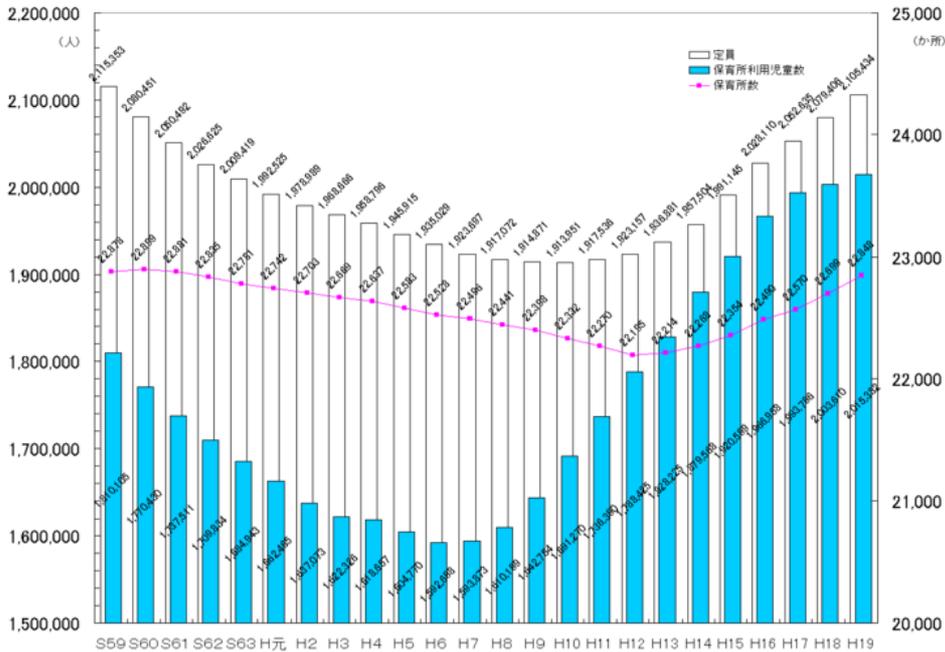
平成19年4月現在の保育所数は、約2万3千か所、定員は約210万5千人であり、前年同月と比較して、約150か所、約2万6千人の増加と着実に伸びてきている。このうち、公立保育所は約250か所減少したが、私立保育所は約400か所増加しており、保育所の民営化の流れが続いている。

一方、保育所の待機児童については、平成19年4月時点で約1万7千900人であり、前年同月と比較して約1千900人減少している。

待機児童解消への取組は、待機児童ゼロ作戦のさらなる展開として、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、保育所受入児童数の拡大を図っており、待機児童数も4年連続で減少し、着実に取組の効果が現れてきている。

また、児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、かつ、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画(保育計画)を策定することが義務づけられる市区町村(特定市区町村)は、平成19年4月時点で74市区町村が該当しており、前年同月と比較すると、7か所減少している。

1. 保育所利用児童数等の状況



[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況(()内は対前年比増減)

	保育所数	定員	利用児童数	定員充足率
	(か所)	(人)	(人)	(%)
平成 18 年	22,699	2,079,406	2,003,610	96.4
平成 19 年	22,848 (+ 149)	2,105,434 (+26,028)	2,015,382 (+11,772)	95.7 (-0.6)
うち公立	11,603 (- 245)	1,063,264 (-13,384)	944,582 (-22,869)	88.8 (-1.0)
うち私立	11,245 (+ 394)	1,042,170 (+39,412)	1,070,800 (+34,641)	102.7 (-0.6)

(1) 保育所施設数

保育所の施設数は、2万 2848 か所で、前年から 149 か所(0.7%)の増。

(2) 保育所定員

保育所の定員は、210万 5,434 人で、前年から 2万 6,028 人(1.3%)の増。

(3) 保育所利用児童数

保育所利用児童数は、201万 5,382 人で、前年から 1万 1,772 人(0.6%)の増。

824 市区町村において利用児童数が約3万1千人増加した一方、その他の 1,003 市区町村の利用児童数は約1万9千人の減。

(4) 定員充足率

定員充足率(利用児童数÷定員)は95.7%で、0.6ポイントの減。

[表2]年齢区分別の保育所利用児童の割合

	19年保育所利用児童の割合		18年保育所利用児童の割合	
低年齢児(0～2歳)	654,754人	(20.3%)	640,293人	(19.6%)
うち0歳児	84,297	(7.8%)	78,420	(7.4%)
うち1・2歳児	570,457	(26.6%)	561,873	(25.5%)
3歳以上児	1,360,628	(39.6%)	1,363,317	(39.0%)
全年齢児計	2,015,382	(30.2%)	2,003,610	(29.6%)

保育所利用児童割合

就学前児童の保育所利用児童割合(保育所利用児童数÷就学前児童数)は30.2%で、前年の29.6%に比べ0.6ポイント高くなっている。

2. 保育所待機児童数の状況

	19年4月1日(A)	18年4月1日(B)	差引(A-B)
待機児童数	17,926人	19,794人	1,868人

[表3]年齢区分別の待機児童数

	19年利用児童数(%)		19年待機児童数(%)	
低年齢児(0～2歳)	654,754人	(32.5%)	12,942人	(72.2%)
うち0歳児	84,297	(4.2%)	2,069	(11.5%)
うち1・2歳児	570,457	(28.3%)	10,873	(60.7%)
3歳以上児	1,360,628	(67.5%)	4,984	(27.8%)
全年齢児計	2,015,382	(100.0%)	17,926	(100.0%)

年齢区分別待機児童数

年齢区分では、特に1・2歳児の待機児童数(10,873人、60.7%)が多い。
低年齢児の待機児童数は全体の72.2%を占める。

[表4]待機児童数の多い市区町村数

	市区町村	
待機児童数 100人以上	45	(50)
待機児童数 50人以上 100人未満	29	(31)
待機児童数 1人以上 50人未満	294	(295)
計	368	(376)

()は18年4月1日の数値

待機児童のいる市区町村数

待機児童がいる市区町村数は368(全市区町村の20.1%)で、前年より8の減。
保育計画を策定しなければならない待機児童が50人以上の市区町村は74。
500人以上の待機児童がいる市は、2市(大阪市、横浜市)で、前年の2市(大阪市、神戸市)と同数。

[表5]都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)		待機児童数(%)	
7都府県・指定都市・中核市	1,001,775人	(49.7%)	13,437人	(75.0%)
その他の道県	1,013,607	(50.3%)	4,489	(25.0%)
全国計	2,015,382	(100.0%)	17,926	(100.0%)

都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市・中核市含む)及びその他の政令指定都市・中核市の合計を見ると1万3,437人となり、全待機児童の75.0%を占める。